

地域移行推進員及び地域体制整備コーディネーター

地域移行推進員(自立支援員)

- 精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動
- 個別支援計画の作成と計画に基づき、退院に向けた院外活動等に係る同行支援

等

個別支援
体制整備と調整

地域体制整備コーディネーター

退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整

- 病院・施設への働きかけ
 - 必要な事業・資源の点検・開発に関する助言、指導
 - 複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言
 - 地域移行推進員が作成する個別支援計画への助言指導と支援のフォローアップ
- 等

地域体制整備コーディネーターの配置

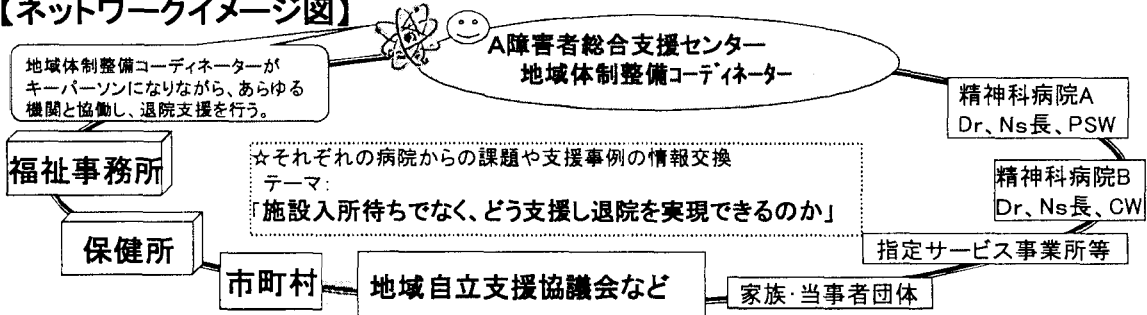
【地域体制整備コーディネーターの役割】

- ①コーディネーターは、精神障害者の退院支援にかかわるさまざまな職種の役割を明確化するためのコーディネートを行なう。
- ②地域移行支援対象者の、支援計画の作成や支援計画に沿い地域生活にかかる情報提供や同行支援等を直接行う地域移行推進員のスーパーバイスを行う。
- ③病院・施設への働きかけや、必要な事業・資源の点検・開発に関する助言、指導及び複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言を行う

【ネットワーク機能の強化】

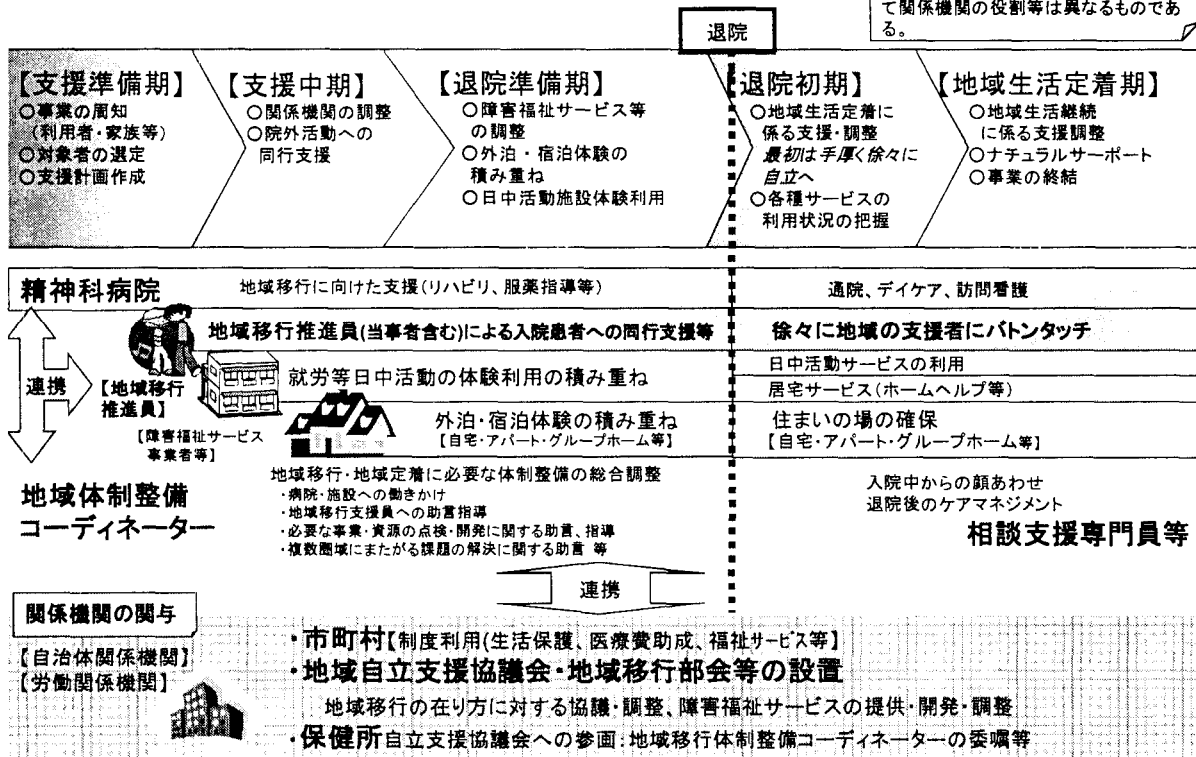
従来精神障害者の支援を中心に行ってきた保健所、市町村と地域体制整備コーディネーターが協働し、地域自立支援協議会の開催等により、保健・医療・福祉の連携強化を図り、地域移行体制の構築を図る。

【ネットワークイメージ図】

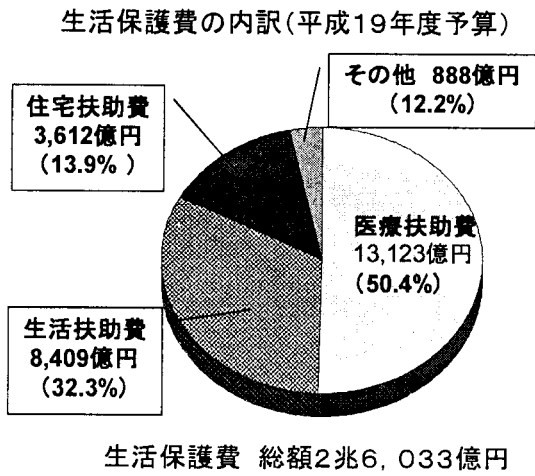


精神障害者地域移行支援事業の流れ(イメージ)

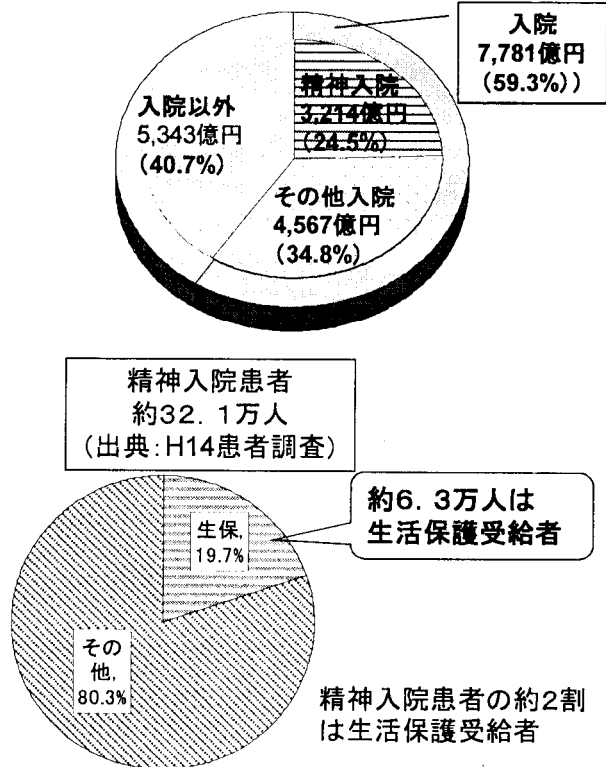
ここにお示しているのは、事業の基本的なイメージであり、地域の状況に応じて関係機関の役割等は異なるものである。



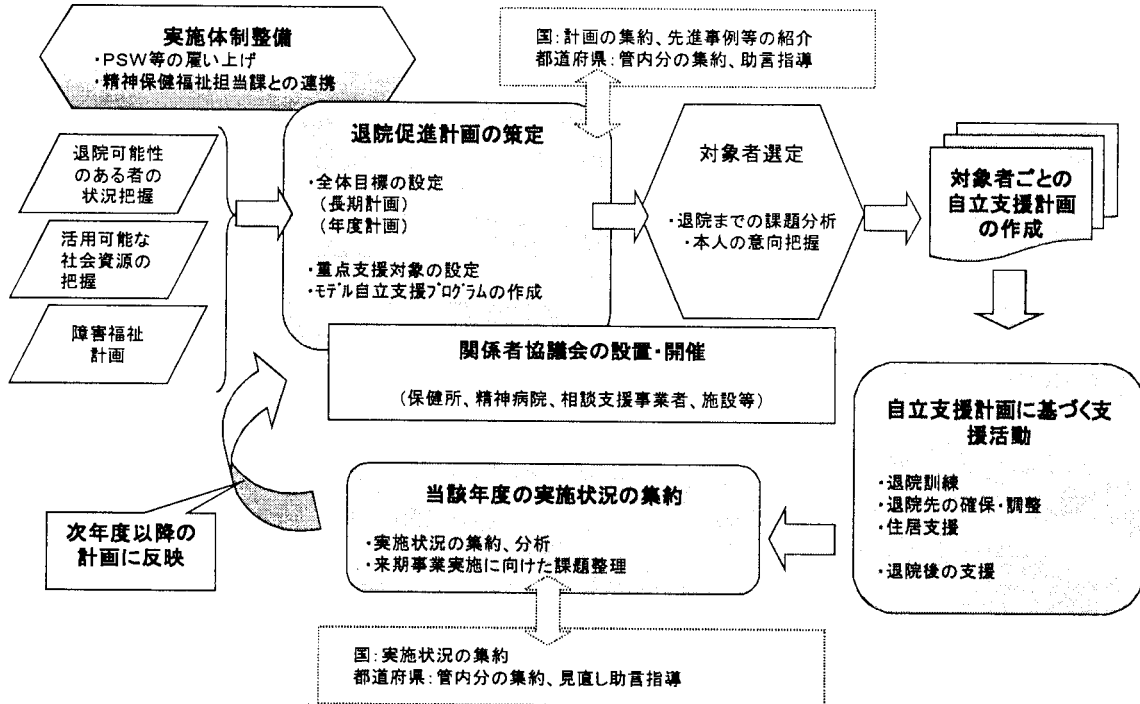
医療扶助費の現状



医療扶助費の内訳



生活保護精神障害者退院促進事業の流れ(イメージ図)



生活保護精神障害者退院促進計画の策定

○退院可能精神障害者数のうち、2割程度が生活保護を受給しているとされることから、生活保護においても、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入などにより計画的に退院促進を進めていくことが必要

○平成19年中に、各福祉事務所において、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を盛り込んだ「生活保護精神障害者退院促進計画」を策定し、当該目標を達成するための所要の対策を実施

【計画策定の流れ(例)】

- ①各福祉事務所において退院可能精神障害者数を把握
- ②平成23年度まで各年度における減少目標値を設定
- ③退院促進を図るための取組等の計画・実施

各福祉事務所における退院促進の取組を支援するため、平成19年度予算から、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューとして、各福祉事務所に精神障害者退院推進員を配置するための費用や、関係団体へ退院促進事業の実施を委託する費用等について補助を行っている。

生活保護精神障害者退院促進事業の概要(退院推進員の業務)

ア 支援対象者の把握

福祉事務所と精神科病院で協議し、生活保護受給者で長期に精神病院に入院している者のリストの中から、退院可能性のある者を選定

イ 支援対象者(被保護者)ごとの自立支援計画の策定

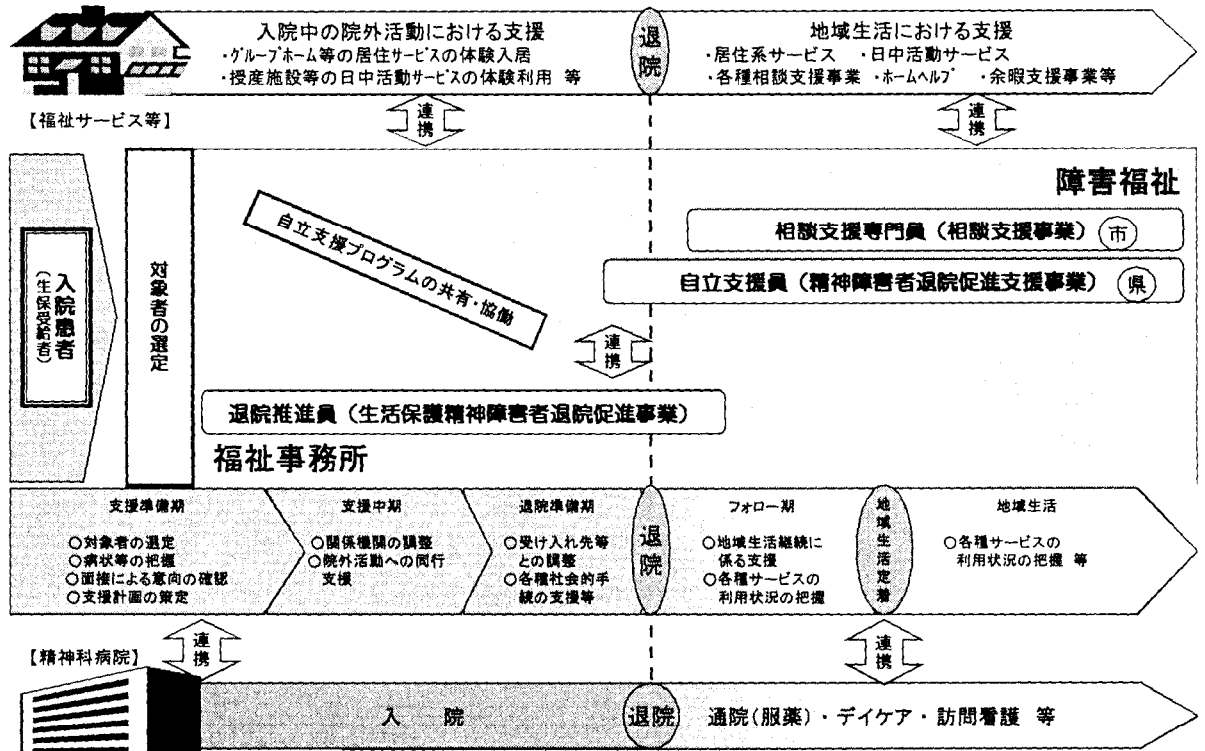
選定した対象者を退院させ、施設入所や在宅生活に復帰させるまでの課題を分析し、自立支援計画を策定

ウ 自立支援計画に基づく支援

自立支援計画に基づいて、患者・家族との相談、退院後にサービスを提供する施設の選定・調整を行うとともに、病院における退院前の訓練、社会福祉施設等による退院後の訓練、サービスを提供

エ 必要に応じた関係機関(自立支援員<障害福祉施策・県委託事業>、精神病院関係者、障害福祉部門担当者等の連携)との連携

福祉事務所(生活保護)と障害福祉施策の連携



精神障害者の地域移行に向けた今後の取組の方向性

○医療施設での地域移行支援に向けた取組と、福祉施策や地域保健・医療施策とが連携し、入院患者が医療施設から円滑に退院・退所して、地域で必要な支援を確実に受けながら、地域で定着して生活を行うための体制整備

⇒ **精神障害者地域移行支援特別対策事業の活用 等**

○住まいの場、必要なサービス、活用可能な社会資源の確保
障害福祉計画による計画的な整備

⇒ **居住サポート事業の活用**

自立支援協議会の活用 等

○地域移行を支える人材の確保、支援手法の普及

⇒ **研修会の実施 (退院促進強化事業の活用) 等**

○地域住民の理解の促進

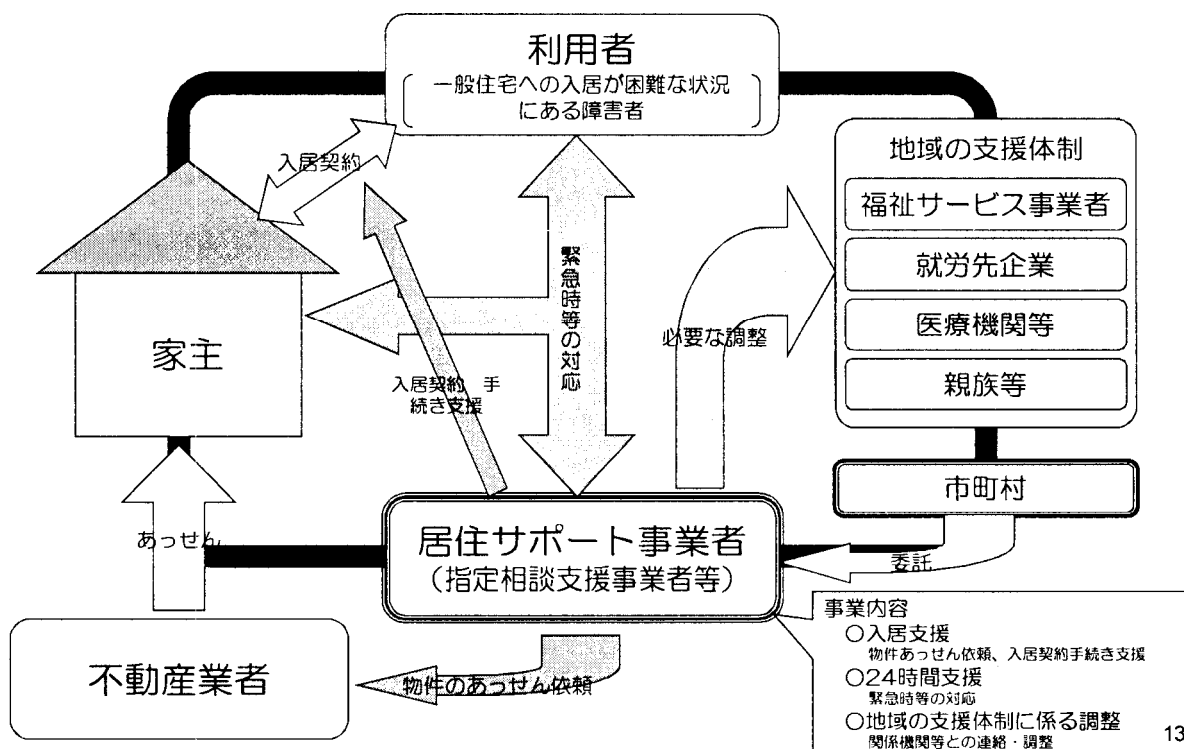
⇒ **シンポジウムの開催 等**

それぞれの地域における具体的な課題の解消

障害者自立支援基盤整備事業

- 1 事業の目的
 既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。
- 2 事業の内容
 - (1) 実施主体 都道府県
 - (2) 事業の内容 実施年度:18年度～20年度
 事業の具体例としては、以下のとおり。なお、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。
 - 【改修】
 - ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事
 - ② ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事
 - ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
 - ④ その他基盤整備対策に資する改修工事
 ※ただし、②(ケアホーム等のバリアフリー化等に必要な改修工事)については、平成20年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び障害者就労訓練設備等補助金の補助対象とする予定であるため、平成20年度からは原則として本事業の対象外とする。
 - 【増築】
 - ① 生産事業等のための作業スペースの設置
 - ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
 - ② その他基盤整備対策に資する増築工事
 - (3) 補助単価 1施設あたり20,000千円以内
 (ただし、【改修】の②は、2,000千円以内、改修の③は5,000千円以内)

居住サポート事業（イメージ図）



「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」と 「あんしん賃貸支援事業」の連携について

1 趣旨

障害者自立支援法が目指す地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を促進する観点から、地域生活支援事業に「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」を創設したところである。

また、今般、国土交通省においては、高齢者、障害者、子育て世帯及び外国人の民間賃貸住宅への円滑入居を図るために「あんしん賃貸支援事業」(概要は下記のとおり)を実施するところである。

事業の実施に当たっては、各自治体及び地域における福祉部門と住宅部門の連携が不可欠

2 あんしん賃貸支援事業の概要

- ・ 高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯(小さな子どもがいる世帯又は一人親世帯)
(以下高齢者等)という。)の入居を受け入れることとして、都道府県等に登録された民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)に関する情報提供や様々な居住支援を行うことにより、「高齢者等」の入居をサポートする事業。
- ・ 民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)、あんしん賃貸住宅を斡旋する宅建業者(協力店)及び入居を支援するNPO・社会福祉法人等(支援団体)が連携して、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。
- ・ あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体として登録された情報は、財団法人高齢者住宅財団が運営するホームページにおいて公開。

3 「住宅入居等支援事業」と「あんしん賃貸支援事業」の関係

(1) 連携のあり方

実施のイメージは別添「住宅入居等支援事業とあんしん賃貸支援事業の連携」のとおりであり、

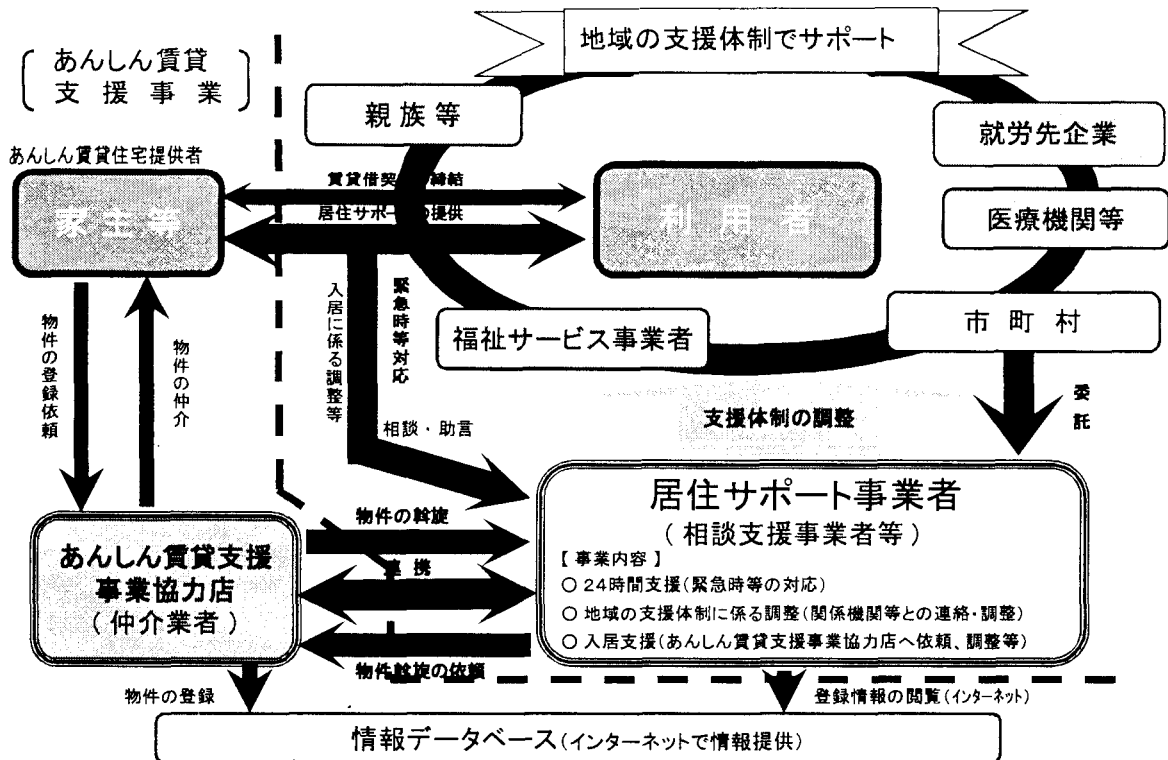
- ① あんしん賃貸住宅の登録及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の事業協力店(仲介業者。以下「協力店」という。)が行う。【住宅部門が担当】
- ② 障害者の居住支援(緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等)については、居住サポート事業者(相談支援事業者等)が行う。【福祉部門が担当】
- ③ 入居時の支援(入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等)は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】

◎ 支援・連携の流れ(例)

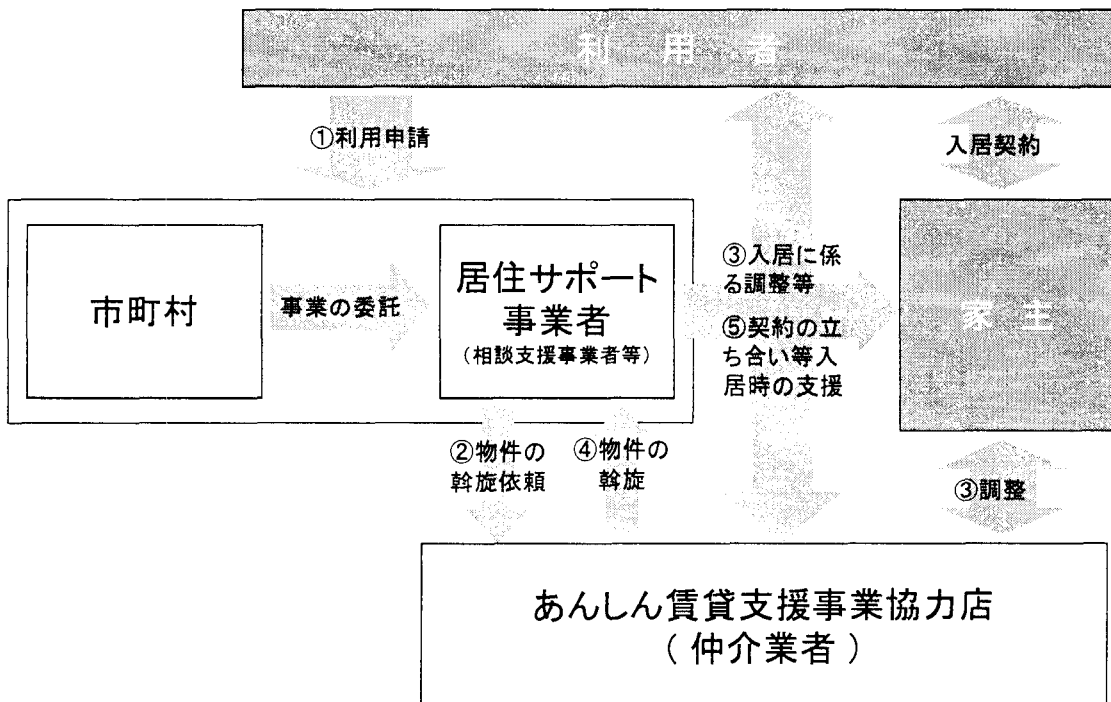
- ① 利用希望者は居住サポート事業者に相談、利用申請
- ② 居住サポート事業者は、あんしん賃貸住宅の登録情報を確認するとともに、利用希望者のニーズに適合する物件がない等の場合は、協力店に物件斡旋の依頼をする。
- ③ 協力店は、依頼に応じて物件を探すことになるが、例えば、利用希望者のニーズに適合する物件(あんしん賃貸住宅として登録されていない)がある場合は、居住サポート事業者と連携して当該物件の賃貸人への説明等を行い、円滑な入居が図れるよう調整に努める。
- ④ 家主の了解が得られた場合は、居住サポート事業者を通じて物件を斡旋する。
- ⑤ 契約手続きに際して、居住サポート事業者は、協力店と連携し、契約内容等を利用者に分かり易く説明したり、契約手続きに立ち合うなどの入居の円滑化のための支援を行う。
- ⑥ 居住サポート事業者は、入居後において、利用者及び賃貸人からの相談支援、緊急時における対応、関係者等によるサポート体制の調整等の支援を行う。その際、必要に応じて協力店に協力を求めることとする。

※別添「協力店に対する物件の斡旋依頼及び家主との調整」を参照。

居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携



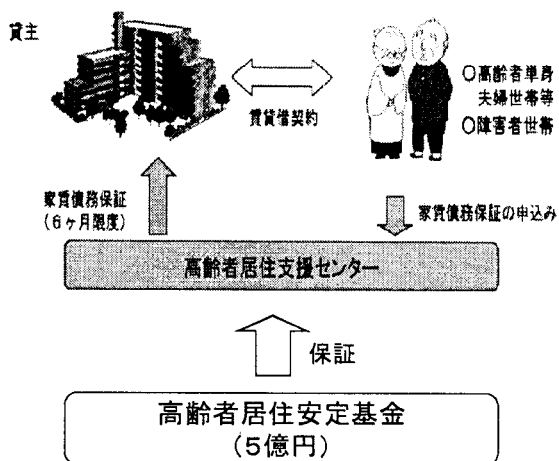
(あんしん賃貸支援事業)協力店に対する物件のあっせん依頼及び家主との調整



家賃債務保証制度

制度の概要

高齢者等の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を対象とする滞納家賃の債務保証を高齢者居住支援センター(指定された法人)が実施し、大家の不安を解消。(平成13年から)



保証の内容

(1)対象者

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯(収入階層の50%未満の世帯に限る)、外国人世帯

(2)家賃債務保証の概要

①保証の対象

未払い家賃及び原状回復費用、訴訟に要する費用

②保証限度額

【未払い家賃】家賃の6ヶ月分を限度
【原状回復費用・訴訟に要する費用】家賃の9ヶ月分を限度

③保証期間

2年間(更新可)

④保証料

月額家賃の35%

※下線部は平成19年度に拡充した内容。

「高齢者居住支援センター」の家賃債務保証制度について ～(財)高齢者住宅財団HPより～

- ・ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯および外国人世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度。
- ・ 国土交通大臣から高齢者居住支援センターの指定を受けて家賃債務保証制度を運営している「財団法人高齢者住宅財団」(以下「財団」という。)が、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯および外国人世帯を対象とした家賃債務保証制度を実施。

家賃債務保証制度の概要

1. 対象住宅

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯もしくは外国人世帯の入居を敬遠しないものとして、財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定書を締結した賃貸住宅

2. 対象世帯

(1) 高齢者世帯：(略)

(2) 障害者世帯：障害の程度が次に該当する者が入居する世帯

①身体障害：1級～4級 ②精神障害：1級または2級 ③知的障害：精神障害に準ずる

(3) 子育て世帯：(略)

(4) 外国人世帯：(略)

3. 保証の対象

(1) 滞納家賃(共益費及び管理費を含む)

(2) 原状回復費および訴訟費用 ※家賃滞納により賃貸住宅を退去する場合に限る。

4. 保証限度額

(1) 滞納家賃：月額家賃の6ヶ月分に相当する金額を限度に保証。

(2) 原状回復費用および訴訟費用：月額家賃の9ヶ月分に相当する金額を限度に保証。

5. 保証引受期間 原則2年間(更新可)

6. 保証料2年間の保証で月額家賃の35%(一括払い)(これは2年分の家賃の約1.5%の負担に相当。)

(注)制度の詳細は、財団にお問い合わせ下さい。